



ジメジメとした梅雨も明け、カラっとした暑い日が続いておりますがいかがお過ごしでしょうか。日差しもより一層強くなり特に女性の皆様にとっては悩ましい季節だと思います。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、紫外線は目からも吸収されるみたいです。外出の際にはサングラスをかけたりUVケアのできる目薬をするなど、何らかの対策をした方がよさそうですね。ちょっと外に出るだけでも日に当たりますので、普段からの紫外線対策をしっかり頑張りましょう。ところで話題は変わりますが、事務所通信のタイトル横の号数を見てみて下さい。今月が99号で100号目前なのです。記念すべき100号目前号ということで、今月も進めていきたいと思っております！



今月のテーマは「**災害**」です。晴れの国岡山と言えど、台風の季節にもなりますので、必ずしも災害による被害を受けないとは言えませんよね。もし災害による被害を受けた時、税務上どのような取り扱いになるのか・・・今回は法人税と所得税に絞ってご紹介します。

【法人税及び所得税共通】

- (1) 災害により滅失・損壊した資産等
 法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます。
 なお、事業を営む個人の有する事業用資産についても、同様となります。
 - 1 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額
 - 2 損壊した資産の取壊し又は除去のための費用の額
 - 3 土砂その他の障害物の除去のための費用の額
- (2) 復旧のために支出する費用
 法人が、災害により被害を受けた固定資産(以下「被災資産」といいます。)について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります。
 - 1 被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
 - 2 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。
 - 3 被災資産について支出する費用(1又は2に該当するものを除きます。)の額のうち、資本的支出か修繕費が明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。
 なお、これらの取扱いは、事業を営む個人においても同様となります。

(注) 法人が災害により被害を受けた製造設備に対して支出する修繕費用等について、企業会計上、適正な原価計算に基づいて原価外処理(費用処理)をしているときは、税務上もこの処理が認められます。

- (3) 従業員等に支給する災害見舞金品
 法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。
 また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に損金の額に算入されます。
 なお、事業を営む個人においても同様に取扱われます。
- (4) 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等
 法人が、所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って、同業団体等から賦課され、拠出する分担金等は、その支出する事業年度の損金の額に算入されます。
 なお、この取扱いは、事業を営む個人においても同様となります。

(1)(2)の項目は、被災した側における取扱いとなっており、(3)(4)の項目は被災者に対して支援を行った側における取扱いとなっております。続いて法人税関係、所得税関係の個別の内容についてご紹介します。

【法人税関係】

- (1) 取引先に対する災害見舞金等
 法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。
- (2) 取引先に対する売掛金等の免除等
 法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。
 また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます。
- (3) 取引先に対する低利又は無利息による融資
 法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとされます。
- (4) 自社製品等の被災者に対する提供
 法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの(広告宣伝費に準ずるもの)として損金の額に算入されます。
- (5) 災害による損失金の繰越し
 法人の各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係るもの(災害損失欠損金額)がある場合には、その事業年度が青色申告書を提出しなかった事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その各事業年度において損金の額に算入されます。

【所得税関係】

- (1) 個人が支払を受ける災害見舞金
 個人が支払を受ける災害見舞金で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、課税しないものとされています。
- (2) 低利又は無利息により生活資金の貸付けを受けた場合の経済的利益
 災害により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員又は使用者が、使用者からその資金に充てるために低利又は無利息で貸付けを受けた場合に、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける利息相当額の経済的利益は、課税しなくて差し支えないこととされています。
- (3) 被災事業用資産の損失の繰越し
 事業を営む個人のその年の前年以前3年内の各年において生じた純損失の金額のうち、棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係るもの(被災事業用資産の損失の金額)がある場合には、その損失の生じた年分が青色申告書を提出しなかった年分であっても、その被災事業用資産の損失の金額に相当する金額は、その年分の総所得金額等の計算上控除することとされています。
 (参考：国税庁HP)

～ 個人住民税非課税限度額について～

個人住民税の均等割非課税限度額についてですが、市町村によって金額が違いますのでご注意ください。前年度の収入金額が、給与控除額65万円と均等割非課税限度額を足した額を超えた方については均等割(5,500円)の納付がございます。

【均等割非課税限度額】	【岡山県内の主な市町村】
28万円(収入金額93万円)	笠岡市・里庄町・浅口市・早島町 井原市・矢掛町・総社市 吉備中央町
35万円(収入金額100万円)	倉敷市・岡山市

～ 夏季休暇のお知らせ ～

勝手ではございますが、**8月13日(木)～8月16日(日)**の間、休暇を頂きます。ご不便、ご迷惑をお掛け致しますが、よろしく願い申し上げます。休暇の後は、より一層お客様のお役に立てますよう、努めさせていただきます。

< Vision >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」
 今月の開催日は**8月6日(木)**です。
 対象者は6・7・8・9月決算法人様となっておりますので参加希望の方はお早めにご連絡下さいませ。
 不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。
 まだ参加されたことのない方、経営計画を創ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
9月10日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月4日(金)
10月8日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月2日(金)

<8月スケジュール>

6	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
10	月	*7月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
31	月	*6月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超(国税のみ)の3・9月決算法人)
		*個人事業税・納付期限 (口座振替にされている場合も同日になりますので、残高確認をお願いします。)
		*個人消費税・納付期限 (口座振替にされている場合は9月29日(火)になります。)